

新型コロナウイルス感染症対策に関する  
「北海道スタイル」  
スキー場  
ガイドライン

北海道索道協会

## 新北海道スタイルとは？

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために国が示した「新しい生活様式」を北海道で実践するために、ライフスタイルやビジネススタイルを見直しながら事業継続やビジネスチャンスを拡大していく取り組みが「新北海道スタイル」です。

## 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策の指針として北海道のスキー場を対象に作成するものです。

各スキー場の索道事業は、輸送に使う索道の機種や営業内容等によって運行状況が大きく異なっています。

索道事業者においては、それぞれの索道運行計画に基づき本ガイドラインを踏まえ、個々の状況に応じた対策に取り組み、感染拡大の防止、利用者の安心・安全等につなげていくと共に従業員の健康管理も含め、社会全体の感染リスクの低減に努めていきます。また、「緊急事態宣言」等が再度発令された際には、その内容を踏まえて臨機応変に対応します。

## 具体的な感染予防について

＜お客様に対する装備依頼＞

乗車中は、ゴーグル、グローブ、フェースマスク（マスク）等の着用をお願いする。

### 1. 索道施設

- ①改札係員・乗客係員はマスクを着用する。
- ②リフトは、運行終了後に落下防止用バー等の消毒をする。（運行中は危険）
- ③ゴンドラは、同行客以外との乗車を極力避け、座席の一部を使用禁止にするとともに、乗車定員を調整することにより乗客同士の間隔を開け、安心できる搬器内環境を確保するよう努める。
- ④ゴンドラは、搬器の窓を開けて適切な換気に努める。
- ⑤ゴンドラは、運行開始前、終了後にゴンドラ内を消毒する。（運行中は危険である）
- ⑥乗り場周辺、待機列ではソーシャルディスタンスを確保するために、一定の距離（2 m程度）を開けて並ぶようお願いする。

降車後：ゲレンデ内ではスペースを確保して滑走することを推奨する。

### 2. 券売所

- ①待機列はソーシャルディスタンスを確保するために、一定の距離（2 m程度）を開けて並ぶようお願いする。
- ②チケット購入者との間には、飛沫防止シート（アクリル板等）等を設置する。
- ③チケット販売の際は、チケットや紙幣・釣銭等が購入者と直接触れあうことがないように受け皿等で受け渡しをする。

### 3. 屋内施設（レストラン・売店・付帯施設等）

- ①施設の入口、主要な場所に消毒液を常備する。
- ②客席の使用率を制限し、座席の間隔については一定の距離（2 m程度）を確保する。
- ③レジには飛沫防止シート（アクリル板等）等を設置する。
- ④提供する料理・提供方法については、当面、感染拡大防止に努める。
- ⑤お客様が利用するテーブル・イス等、また、券売機・トイレ・手すり等々については定期的に清掃・消毒をする。尚、トイレのハンドドライヤーは使用停止とする。
- ⑥レンタルウェア等の貸出し備品等については消毒を徹底する。

### 4. スキー場のパトロール隊

- ①負傷者等の搬送で使用した救助用ボート等は使用后、消毒する。

## 従業員に関する対策

### 1. 健康確保

- ①従業員に対しては、新型コロナウイルスの感染が疑われる症状の有無を毎日出勤前に確認（体調管理シート等）させ、報告させる。特に、お客様と接する機会の多い券売所係員・改札係員・車掌係員については、始業前点呼時等において確認を徹底する。
- ②従業員は、常に健康な身体でお客様に接することが肝心で、①を踏まえ体調が思わしくない従業員には休むように指導する。  
また、勤務中に体調が悪くなった従業員には、必要に応じて直ちに帰宅させる。
- ③自宅で療養することとなった従業員には、毎日、健康状態を確認させるとともに報告させる。  
症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

### 2. 勤務

- ①索道業務に従事する従業員に対し、業務内容に拘らず、定期的な手洗い・手指消毒を徹底させる。
- ②全従業員に対し、勤務中はマスク等を着用させる。
- ③建物内（個別の部屋含む）の換気に努める。
- ④送迎車両による通勤では、マスクの着用と座席の密回避、定期的に窓を開けて換気を行う。
- ⑤他者と共用する物品や手が触れる運転室の操作スイッチ類は、利用頻度に応じて消毒する。
- ⑥従業員が2m程度を目安に一定の距離を確保できるように、作業空間と人員配置について最大限の配慮をする。
- ⑦朝礼や点呼は小グループで行うなど、一定の人数が一度に集まらないように配慮する。

### 3. 休憩施設・備品等

- ①休憩室・食堂等を使用する際は、入室前に手洗いや手指消毒をする。
- ②休憩室は定期的に換気をするとともに、2m程度の距離を確保する等、3密（密閉・密集・密接）を防ぐことに努める。
- ③食堂等で飲食する場合には、時間をずらす、イスを間引く、対面で座らないなど2m程度の距離を確保するように努める。
- ④トイレではハンドドライヤーの利用は止め、ペーパータオル等を設置するか、個人でタオルを持参する。
- ⑤共有する物品（テーブル・イス等）は、定期的に消毒する。

#### 4. 従業員に対する感染防止対策の啓発等

- ①従業員が、感染防止対策の重要性を理解した上で日常生活を含む行動変容を促す。
- ②感染者・医療関係者・海外からの帰国者とその家族の人権に配慮する。
- ③新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、職場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。

#### 5. 感染者が確認された場合の対応

- ①保健所・医療機関の指示に従う。
- ②従業員が感染した旨を速やかに北海道運輸局鉄道部に報告する。
- ③感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒や同勤務場所の勤務者の自宅待機などの対応を検討する。
- ④感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。
- ⑤衛生管理責任者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に協力する。

※ 輸送障害発生時など、やむを得ない場合にはこの限りではない。